

# 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

## ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

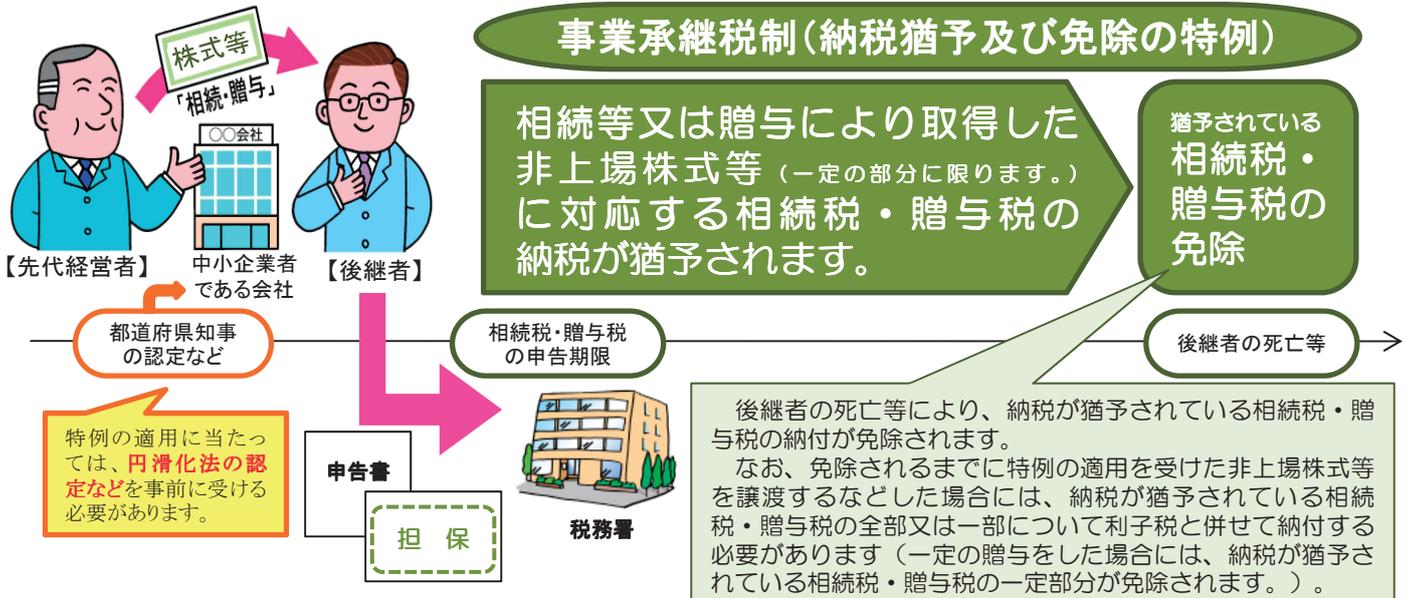
詳しくは、2ページへ！

## ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

詳しくは、5ページへ！

(注) 1 「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。  
2 「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第8号の事由に限ります。）をいいます。この認定は、平成29年4月1日から都道府県知事が行います。



○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページ【[www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html)】においてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

○ 相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の「相続税・贈与税特集」に掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

○ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

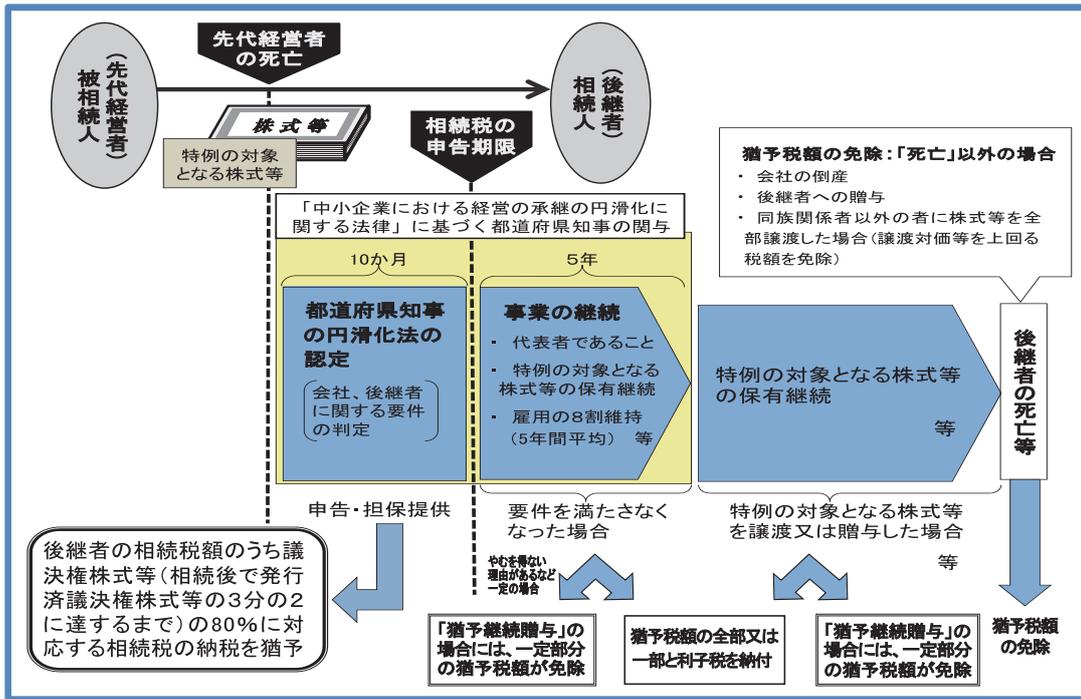
平成29年7月



税務署

この社会あなたの税がいきている

# ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



会社が都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、10・11ページをご覧ください。

なお、「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

「**猶予継続贈与**」とは、相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」(5ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます(9ページ参照)。

## 相続開始

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「**円滑化法の認定**」を受けてください。

## 相続税の申告期限までの間

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

## 都道府県知事の円滑化法の認定

◆ この特例を受けるための要件

## 申告書の作成・提出

1 会社の主な要件  
次の会社のいずれにも該当しないこと

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社(一定の要件を満たすものを除きます。)
- (5) 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限り。 )が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社)

2 後継者である相続人等の主な要件

- (1) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
- (2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- (3) 相続開始の直前において、会社の役員であること(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。)

3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供  
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 相続税の申告期限  
相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、所轄の税務署(※)に相続税の申告をする必要があります。

「**資産管理会社**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社(資産保有型会社)やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社(資産運用型会社)のことをいいます。

「**資産管理会社**」については、原則として、この特例の適用を受けることはできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、この特例の適用を受けることができます。

「**特別関係会社**」とは、この特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する会社をいいます。

この特例の対象となる「**後継者**」は、1つの会社につき1人に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

**改正事項**

災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に、相続等により非上場株式等を取得した後継者がこの特例の適用を受ける場合には、左記の1及び2の要件が一部異なりますので、12ページをご覧ください。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

## 相続税の申告期限

相続税の申告期限

(2 ページからの続き)

納税猶予期間中  
非上場株式等  
の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合  
(納税猶予期限の確定事由)

- 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。  
この場合、特例の適用は終了します。
- 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。  
(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合 (「猶予継続贈与」に該当する場合を除きます。)	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A (※1)	C (※2)
一定の基準日における雇用の平均(※3)が、「相続時の雇用の8割」を下回った場合	A	C (※2)
会社が資産管理会社に該当した場合 (一定の要件を満たす会社を除きます。)	A	A

- ※1 やむを得ない理由(このページの下段参照)がある場合を除きます。  
2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。  
3 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」  
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・  
「免除申請書」の  
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- 後継者が死亡した場合
- 経営承継期間内において、やむを得ない理由(このページの下段参照)によりこの特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった日以後に「猶予継続贈与」を行った場合
- 経営承継期間の経過後に「猶予継続贈与」を行った場合
- 経営承継期間の経過後において、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

※ 納付する利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります(ただし、経営承継期間の経過後に納税猶予期限の確定事由に該当することとなった場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されます。)

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます(以下同じです。)

改正事項

平成29年4月1日以後に「相続時の雇用の8割」を計算する場合に、その計算した数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数(改正前:切り上げた数)となります(12ページ参照)。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

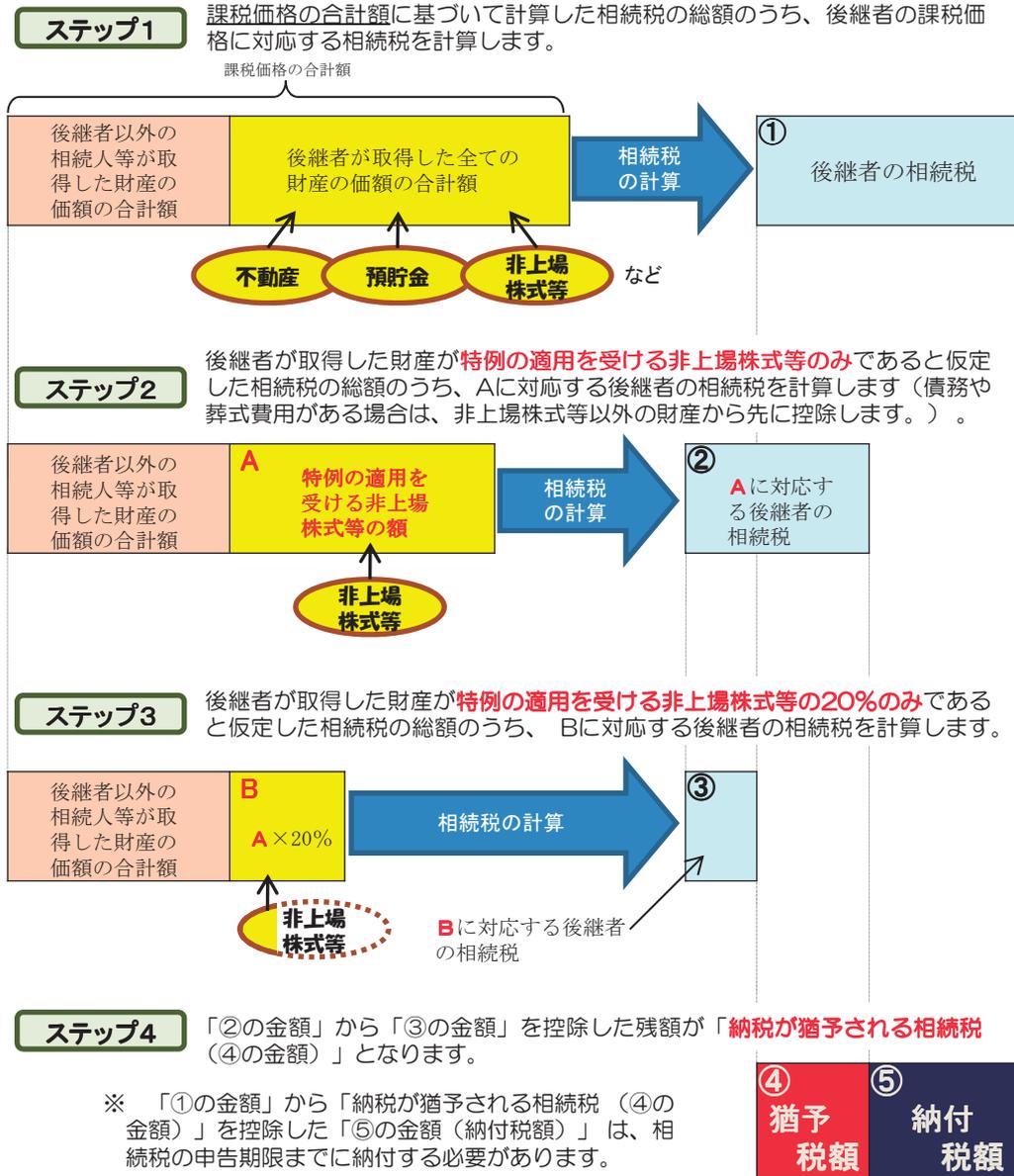
また、円滑化法の認定を受けた会社も経営承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予税額を継続することができる場合があります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級である者として記載されているものに限ります。)の交付を受けたこと
- 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限ります。)の交付を受けたこと
- 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5に該当するものに限ります。)を受けたこと
- 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

## ＜納税が猶予される相続税などの計算方法＞



「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして、計算した価額となります。

### ◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

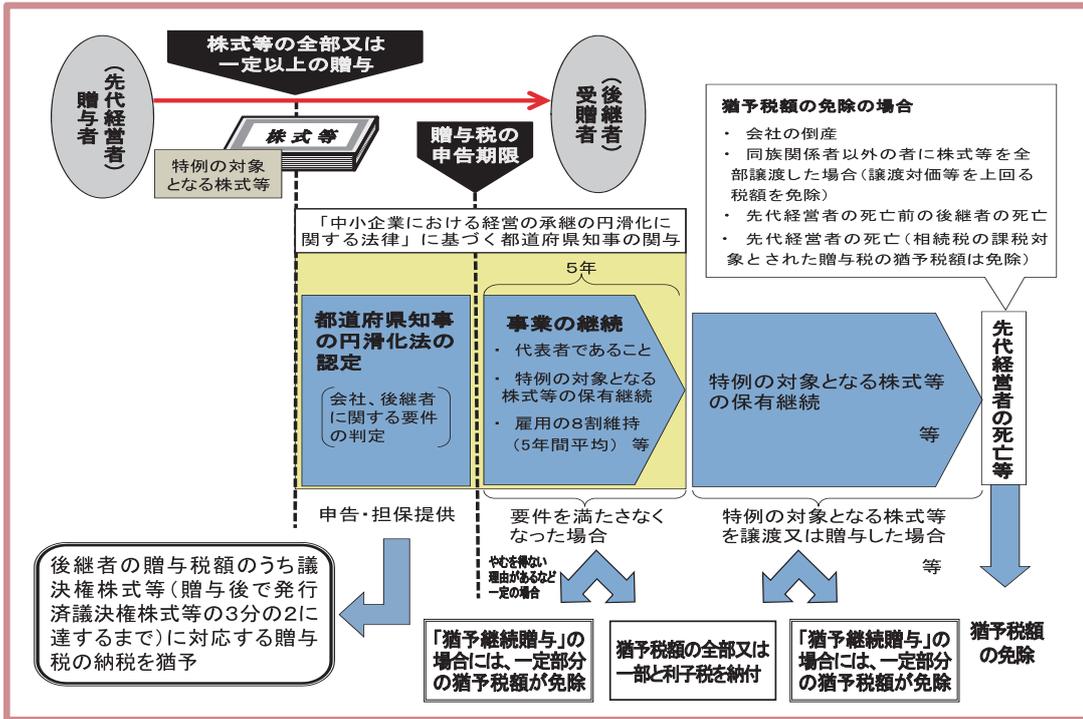
- 「a」… 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数
- 「b」… 後継者が相続開始の前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 相続開始の直前の発行済株式等の総数

区 分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合 非上場株式等の数（a）
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合 発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）

- （注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。
- 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。

「 $c \times 2 \div 3$ 」の計算において、1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

## ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



この特例の適用を受けた場合には、先代経営者（贈与者）が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等（この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります。）については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（2ページ参照）の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

「猶予継続贈与」とは、相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与をいいます（9ページ参照）。

### 贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります（7ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間  
都道府県知事の円滑化法の認定

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。

申告書の作成・提出

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

- ◆ この特例を受けるための要件
  - 1 会社の主な要件  
「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです（2ページ参照）。
  - 2 後継者である受贈者の主な要件  
贈与の時に、
    - (1) 会社の代表権を有していること
    - (2) 20歳以上であること
    - (3) 役員等の就任から3年以上を経過していること
    - (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
  - 3 先代経営者である贈与者の主な要件
    - (1) 会社の代表権を有していたこと
    - (2) 贈与時において、会社の代表権を有していないこと
    - (3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
  - 4 担保提供  
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。  
（注）特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

会社が都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、10・11ページをご覧ください。  
なお、「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

### 贈与税の申告期限

- ◆ 贈与税の申告期限  
贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中

非上場株式等の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由）

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。  
この場合、特例の適用は終了します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します。  
(注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合（「猶予継続贈与」に該当する場合を除きます。）	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
一定の基準日における雇用の平均（※3）が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	A	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A

- ※1 やむを得ない理由（このページの下段参照）がある場合を除きます。
- ※2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。
- ※3 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

先代経営者（贈与者）の死亡等

「免除届出書」・「免除申請書」の提出

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- (2) 後継者（受贈者）が死亡した場合
- (3) 経営承継期間内において、やむを得ない理由（このページの下段参照）によりこの特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった日以後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (4) 経営承継期間の経過後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (5) 経営承継期間の経過後において、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたこと
- ④ 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります（納付する利子税の額については3ページ参照）。

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます（以下同じです。）。

改正事項

平成29年4月1日以後に「贈与時の雇用の8割」を計算する場合に、その計算した数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数（改正前：切り上げた数）となります（12ページ参照）。

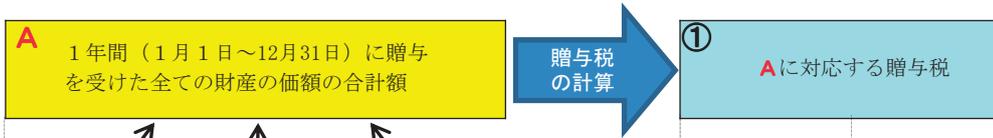
「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、円滑化法の認定を受けた会社も経営承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

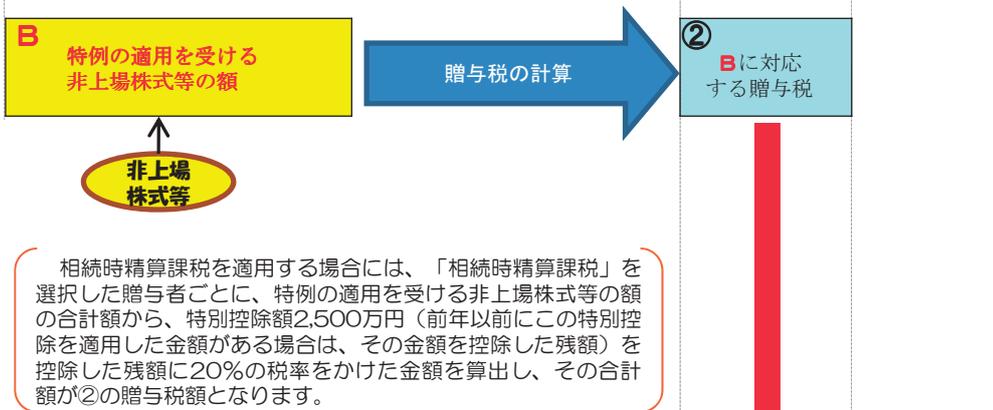
経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されません。）。

## <納税が猶予される贈与税などの計算方法>

**ステップ1** 贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



**ステップ2** 贈与を受けた財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して贈与税を計算します。



**ステップ3** 「②の金額」が「**納税が猶予される贈与税**」となります。

※ 「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

### ◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

- 「a」… 先代経営者（贈与者）が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
- 「b」… 後継者（受贈者）が贈与の前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 贈与直前の発行済株式等の総数

区 分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
1 a + b < c × 2 ÷ 3 の場合	非上場株式等の数（a）
2 a + b ≥ c × 2 ÷ 3 の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（c × 2 ÷ 3 - b）

- （注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りません。
- 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りません。
- 3 後継者は上記1に該当する場合は限度数（a）の全部、上記2に該当する場合は限度数（c × 2 ÷ 3 - b）以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

「暦年課税」及び「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

#### 改正事項

平成29年1月1日以後に相続時精算課税の適用に係る贈与により取得する非上場株式等についても、本特例の適用ができることとなりました。

「B」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。詳しくは、税務署へお尋ねください。

「c × 2 ÷ 3」の計算において、1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

## 先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者  
(贈与者)の死亡  
(相続開始)

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた(非上場)株式等(一部の部分に限ります。)について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限  
までの間

都道府県知事の  
円滑化法の  
確認

申告書の作成・  
提出

- ◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた(非上場)株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

- ◆ この特例を受けるための要件

- 1 会社の主な要件  
次の会社のいずれにも該当しないこと  
(1) 上場会社（贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に、先代経営者(贈与者)が死亡した場合に限ります。）  
(2) 風俗営業会社  
(3) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）  
(4) 総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り。）が零の会社、従業員数が零の会社（特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社）
- 2 後継者である相続人等の主な要件  
(1) 相続開始の時に、会社の代表権を有していること  
(2) 相続開始の時に、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 担保提供  
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。  
(注) 特例の適用を受ける(非上場)株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

- ◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法  
4ページを参照してください。

相続税の  
申告期限

納税猶予期間中

申告後も引き続き特例の適用を受けた(非上場)株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。  
ただし、特例の適用を受けた(非上場)株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

- ◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合  
3ページを参照してください。

「継続届出書」  
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等  
「免除届出書」・  
「免除申請書」の  
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

- ◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合  
3ページを参照してください。

この相続税の納税猶予及び免除の特例は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」といいます。

「円滑化法の確認」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の確認をいいます。この確認は、平成29年4月1日から都道府県知事が行います。

なお、会社が「円滑化法の確認」を受けるための具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

### 改正事項

平成29年1月1日以後に先代経営者(贈与者)が死亡し、この特例の適用を受ける場合には、会社の要件のうち、一定のものが廃止されました。詳しくは、12ページを参照してください。

「資産管理会社」及び「特別関係会社」については、2ページを参照してください。

### 改正事項

災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に、相続等により(非上場)株式等を取得したものとみなされた後継者がこの特例の適用を受ける場合には、左記の1の要件が一部異なりますので、12ページをご覧ください。

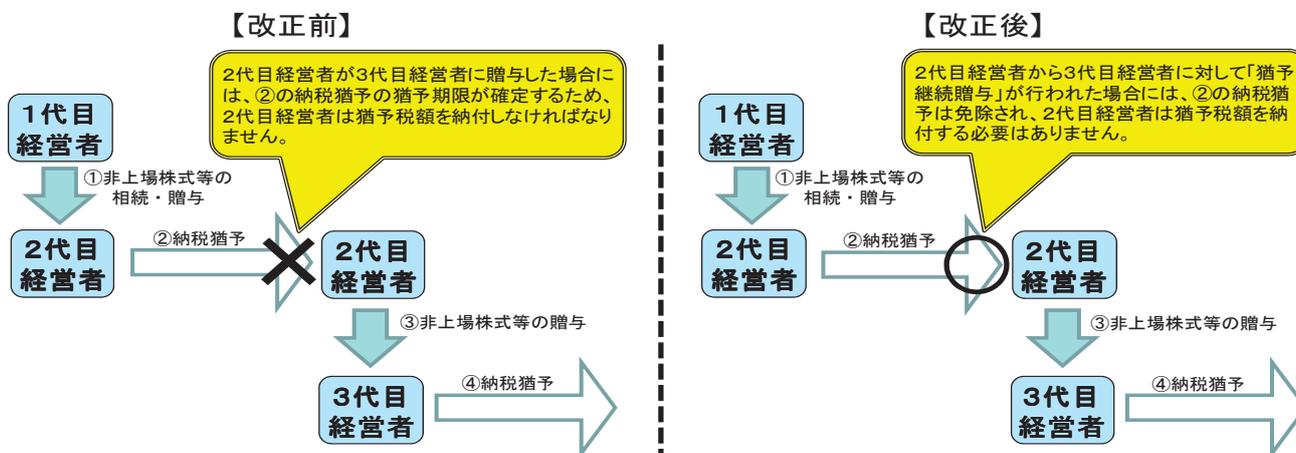
「猶予継続贈与」における、①先代経営者(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、2~4ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、「相続税の納税猶予及び免除の特例」と異なり、「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の提出期間が引き継がれることとなります。

## 納税猶予税額の免除事由の追加（平成27年度税制改正）

平成27年4月1日以後に、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている相続人等・受贈者（2代目経営者等）が非上場株式等を後継者（3代目経営者等）に贈与し、その後継者（3代目経営者等）が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与（以下「猶予継続贈与」といいます。）が行われたときには、納税猶予税額のうち、その「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける非上場株式等に対応する部分が免除されることとされています。



### ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けている場合

#### ○ 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている相続人等がその有する非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その相続人等が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている相続税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- (注) 1 従来より、経営承継期間の経過後に非上場株式等について「猶予継続贈与」が行われた場合には、納税猶予を受けている相続税額のうち、その非上場株式等で贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるものに対応する部分については、免除されることとされています。
- 2 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたことなどをいいます。
- 3 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

### ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けている場合

#### ① 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- (注) 1 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたことなどをいいます。
- 2 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

#### ② 経営承継期間の経過後に非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間の経過後に、特例の適用を受けている受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときには、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- (注) 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

# 円滑化法の認定・確認に関する窓口が 都道府県に変更となりました

平成29年4月1日から、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方で、相続税又は贈与税の申告書・納税猶予の継続届出書等に添付して提出する「**中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則**」（以下「円滑化省令」といいます。）に基づく**認定・確認及びそれに係る申請書・報告書の提出に関する窓口**が、各地の経済産業局から**都道府県に変更**となりました。

なお、申告書・届出書に添付をして提出する円滑化省令に基づく主な書類は、次のとおりです。

## ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

【相続税申告書の添付書類】

円滑化省令第7条第4項の認定書（円滑化省令第6条第1項第8号の事由に係るものに限ります。）の写し及び円滑化省令第7条第3項の申請書の写し（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるときには、円滑化省令第13条第3項の確認書の写し及び同条2項の申請書の写しとなります。）

【継続届出書の添付書類】

円滑化省令第12条第14項の確認書（同条第3項に係るものに限ります。）の写し及び同条第4項の報告書の写し

【免除届出書の添付書類】

円滑化省令第12条第14項の確認書（同条第7項の表の第2号又は第3号の上欄に係るものに限ります。）の写し及び同条第8項の報告書の写し

## ② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

【贈与税申告書の添付書類】

円滑化省令第7条第4項の認定書（円滑化省令第6条第1項第7号の事由に係るものに限ります。）の写し及び円滑化省令第7条第2項の申請書の写し

【継続届出書の添付書類】

円滑化省令第12条第14項の確認書（同条第1項に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の報告書の写し

【免除届出書の添付書類】

- 1 円滑化省令第12条第14項の確認書（同条第5項の表の第2号若しくは第3号の上欄又は第11項に係るものに限ります。）の写し及び同条第6項又は第12項の報告書の写し
- 2 受贈者の納税地の所轄税務署長と贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長とが異なる場合において、免除届出期限までに円滑化省令第13条第3項の確認書の交付を受けているときの確認書の写し

## 各都道府県のお問合せ先

会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお問合せください。



北海道	経済部 地域経済局 中小企業課	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5331
青森県	商工労働部 地域産業課	〒030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	〒020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-629-5547
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	〒980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県	産業労働部 産業政策課	〒010-8572	秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県	商工労働観光部 中小企業振興課	〒990-8570	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2354
福島県	商工労働部 経営金融課	〒960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7288

茨城県	商工労働観光部 中小企業課	〒310-8555	水戸市笠原町978番6号	029-301-3560
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	〒320-8501	宇都宮市埜田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県	産業経済部 商政課	〒371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県	産業労働部 産業支援課	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県	商工労働部 経営支援課	〒260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課	〒163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4783
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	〒243-0435	海老名市下今泉705番地 1	046-235-5620
新潟県	産業労働観光部 産業政策課	〒950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5235
富山県	商工労働部 経営支援課	〒930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-444-3252
石川県	商工労働部 経営支援課	〒920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1525
山梨県	産業労働部 企業立地・支援課	〒400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県	産業労働部 産業立地・経営支援課	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7195
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	〒500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	〒420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県	産業労働部 中小企業金融課	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	〒514-8570	津市広明町13番地	059-224-2447
福井県	産業労働部 産業政策課	〒910-8580	福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0367
滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	〒520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-3732
京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4851
大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	06-6210-9490
兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	〒650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3313
奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	〒630-8031	奈良市柏木町129番地1号	0742-33-0817
和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	〒640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番	073-441-2742
鳥取県	商工労働部 企業支援課	〒680-8570	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7243
島根県	商工労働部 中小企業課	〒690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5288
岡山県	産業労働部 経営支援課	〒700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7353
広島県	商工労働局 経営革新課	〒730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-3370
山口県	商工労働部 経営金融課	〒753-8501	山口市滝町1番1号	083-933-3185
徳島県	商工労働観光部 企業支援課	〒770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2369
香川県	商工労働部 経営支援課	〒760-8570	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3344
愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	〒790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	089-912-2480
高知県	商工労働部 経営支援課	〒780-8570	高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-9697
福岡県	商工部 中小企業振興課	〒812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3425
佐賀県	産業労働部 経営支援課	〒840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7182
長崎県	産業労働部 産業政策課	〒850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-895-2650
熊本県	【商業分】 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	〒862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2316
	【工業分】 商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	〒862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2319
大分県	商工労働部 経営創造・金融課	〒870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3226
宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	〒880-8501	宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部 経営金融課	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2944
沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	〒900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2343

# 平成29年度税制改正による主な改正事項について

平成29年度税制改正による主な改正の概要は、次のとおりです。なお、1、2及び4の改正は、原則として平成29年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用され、3の改正は、平成29年4月1日以後に適用されます。

## 1 贈与税の納税猶予及び免除の特例における相続時精算課税制度の適用

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合であっても、その贈与税額の計算に当たって、相続時精算課税の適用をすることができることとなりました（7ページ参照）。

## 2 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるときの会社の要件の改正

「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（8ページ参照）の適用を受けるときの会社の要件について、次の①及び②の改正が行われました。

- ① 相続開始の時に会社及び特定特別関係会社が中小企業者であることとする要件が廃止されました。
- ② 先代経営者（贈与者）からの株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合には、その相続開始の時に会社及び特定特別関係会社が非上場会社であることとする要件が不要となりました。

## 3 雇用確保要件の計算方法の見直し

経営承継期間内において、一定の基準日における雇用の平均として確保する必要がある「相続・贈与時の雇用の8割」を計算するに当たり（3・6ページ参照）、その計算した数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数（相続又は贈与時の従業員の数が1人のときは1人）とすることとされました。

## 4 相続税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受ける場合の災害等に関する税制上の措置

災害等（※）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に、相続により取得等をした株式等に係る会社が次の「(1)会社の事由」の①から③までのいずれかに該当する場合で、「相続税の納税猶予及び免除の特例」（2ページ）の適用を受けるときには、特例の適用要件のうち、「(2)免除される適用要件」のイ及びロが、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（8ページ）の適用を受けるときには、特例の適用要件のうち、「(2)免除される適用要件」のイが不要となりました。

※ 災害等とは、災害（震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。）又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由をいいます。

### (1) 会社の事由

①	災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）した会社の事業の用に供する資産（現金、預貯金などの一定の資産を除きます。）が、総資産の30%以上である場合
②	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した会社の事業所で雇用されていた従業員（災害が発生した日から6か月間継続して会社の本来の業務に従事することができないと認められる事業所において、災害が発生した日の前日に雇用されていた従業員をいいます。）数が、災害が発生した日の前日における従業員総数の20%以上である場合（①に該当する場合を除きます。）
③	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の6か月間の売上が前年同期間の売上の70%以下である場合（①又は②に該当する場合を除きます。）

### (2) 免除される適用要件

イ	会社の要件のうち	会社が、相続開始の時ににおいて、一定の資産管理会社に該当していないこと。
ロ	後継者である相続人等の要件のうち	【「相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けるための要件です。】 後継者（相続人等）が、相続開始の直前において、会社の役員であること（被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。）

◆ 既に相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合の災害等に関する税制上の措置については、リーフレット「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合の災害等に関する税制上の措置（免除手続等）」をご覧ください。